

中小企業者等の ガス・電気代、負担軽減!

中小企業者等LPガス・特別高圧電気価格高騰対策支援金



かがやく
あおり企業
応援します!



青森県では、エネルギー価格の高騰により、厳しい経営環境が続いている県内中小企業等の負担軽減を図るため、国の「電気・ガス価格激変緩和対策事業」の支援対象外になっている「LPガス」や「特別高圧電気」を使用する県内中小企業等に対し、その使用量に応じた支援金を給付します。

※申請には、令和5年1月分から9月分の使用量が確認できる書類(検針票の写し等)が必要です。

申請受付期間

令和5年

10月2日(月)～11月30日(木)

給付額 令和5年1月分から令和5年9月分までの使用量 × 支援単価



業務用LPガス支援単価

1月～8月分 ……62円/㎡
9月分 ……31円/㎡



特別高圧電気支援単価

1月～8月分 ……2.5円/kWh(上限月50万円)
9月分 ……1.25円/kWh(上限月25万円)

【給付対象者】 令和5年10月1日時点で、県内に事業所を有する中小企業をはじめとした大企業以外の法人及び個人事業主であって、以下の要件1及び要件2をいずれも満たす者
※家庭用を対象としたLPガス料金の値引きや、県のほかの支援金の対象となる場合は対象外です。

【給付要件】 **要件1 LPガス・特別高圧電気使用要件**
業務用LPガス又は特別高圧電気について、令和5年1月分から令和5年9月分までのいずれかの月分の使用があること。
※「都市ガス」、「特別高圧電気以外の電気」は対象外
※「家庭用LPガス(青森県消防保安課が実施する「LPガス料金負担軽減生活者緊急支援事業」に基づき8月分の料金が減額されているもの)」は対象外

要件2 事業継続意思要件

令和5年10月1日時点において青森県内で事業を営んでおり、本支援金の給付を受けた後も青森県内で事業を継続していく意思があること。

【申請方法】 ホームページからのダウンロード、または県庁正面玄関受付、お近くの県合同庁舎、各商工会議所及び商工会で申請書を手し、主たる事業所の所在地を管轄する商工会、商工会議所又は青森県商工会連合会へ郵送または持参により申し込んでください。

お気軽に
ご相談
ください。

※必要書類や制度詳細については、専用Webサイトをご確認ください。

■事務局ホームページ
<http://www.sme-gasdenkishienkin.jp/index.html>



■青森県ホームページ
<https://www.pref.aomori.lg.jp/soshiki/shoko/chiikisangyo/lpgasushienkin.html>



専用電話相談窓口
フリーダイヤル

0120-66-0217

【対応時間】土日祝を除く9:00～17:00
【開設期間】令和5年12月25日(月)まで